

改正

- 平成 8 年10月 1 日 条例第20号
- 平成 9 年 3 月 7 日 条例第 9 号
- 平成17年 2 月28日 条例第14号
- 平成18年 3 月31日 条例第17号
- 平成18年 6 月26日 条例第27号
- 平成22年 3 月23日 条例第 7 号
- 平成23年12月16日 条例第31号
- 平成25年 1 月12日 条例第 9 号
- 平成25年 9 月27日 条例第32号
- 平成26年 9 月29日 条例第20号
- 令和元年12月20日 条例第16号
- 令和 7 年 3 月31日 条例第17号
- 令和 8 年 3 月23日 条例第 1 号

鹿角市スキー場条例

鹿角市スキー場条例（昭和62年鹿角市条例第 6 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 スキー競技、トレーニング及びスポーツの交流を通じて、スポーツの振興を図り、市民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与するため、鹿角市スキー場（以下「スキー場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 スキー場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
花輪スキー場	鹿角市花輪字百合沢地内
水晶山スキー場	鹿角市尾去沢字尾去山国有林地内

（管理）

第 3 条 スキー場は、鹿角市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（施設）

第 4 条 スキー場の施設は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

（職員）

第 4 条の 2 スキー場に必要の職員を置くことができる。

（利用期間及び利用時間等）

第 5 条 スキー場の利用期間及び利用時間は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の利用期間及び利用時間を変更することができる。
- 3 鹿角トレーニングセンター及び鹿角市スキーセンターの休館日は、4 月 1 日から11月30日までの期間の毎月第 2 及び第 4 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）とする。
- 4 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（利用許可）

第 6 条 スキー場の施設を利用する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 スキー場の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用許可の取消等）

第 7 条 教育委員会は、前条第 1 項の許可をした後において、次の各号のいずれかに該当するときは、利用条件を変更し、若しくは利用を禁止し、又は利用許可を取り消すことができる。

- （1）この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。
- （2）利用許可の条件に違反したとき。
- （3）その他施設管理上不相当と認められるとき。

(使用料)

第7条の2 スキー場の施設を利用する者は、別表第3及び別表第4に掲げる使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第7条の3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第7条の4 市長は、既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の一部又は全部を還付することができる。

- (1) 利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責に帰さない理由により利用できなくなったとき。
- (3) その他特別の理由があると認めるとき。

(指定管理者の管理)

第8条 スキー場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、第6条から前条までの規定は適用しない。

(業務の範囲)

第9条 指定管理者は、スキー場に関し次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用許可及び利用許可の取消等並びに第15条に規定する原状回復命令その他利用許可に関連する業務
- (2) 施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関し教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第10条 スキー場を利用する者は、利用料金を納めなければならない。

(利用料金の収受)

第11条 指定管理者は、前条の利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第12条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長に申請し、承認を受けて定めるものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

- (1) 別表第3及び別表第4に定める範囲内であること。
- (2) スキー場に係る業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。
- (3) 特定の利用者に対し、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金をスキー場において公衆の見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の教育委員会規則で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しておかななければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 指定管理者は、既に徴収した利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

- (1) 利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責に帰さない理由により利用できなくなったとき。
- (3) その他特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第15条 スキー場施設を利用する者は、利用を終えたとき又は利用を停止されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、その責に帰すべき理由により、スキー場施設及び設備を汚損損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年10月1日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年11月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により利用許可を受けた者については、この条例による改正後の規定に基づいて許可を受けたものとみなす。

附 則 (平成9年3月7日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鹿角市簡易水道条例又は鹿角市水道料金及び手数料条例の規定に係わらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年2月28日条例第14号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日条例第17号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月26日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月16日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年1月12日条例第9号)

この条例は、平成25年1月12日から施行する。

附 則 (平成25年9月27日条例第32号)

この条例中別表第4の改正規定は平成25年10月1日から、別表第1花輪スキー場の項の改正規定は同月8日から施行する。

附 則 (平成26年9月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。（平成26年12月教委規則第12号で、同26年12月12日から施行）

附 則 (令和元年12月20日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の条例の規定は、施行日以後の各施設の使用又は利用について適用し、施行日前の各施設の使用又は利用については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年3月31日条例第17号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月23日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条中第8条及び第19条の改正規定、第5条から第9条までの規定、第11条から第14条まで並びに第16条から第18

(2)・(3) 略

別表第1 (第4条関係)

スキー場施設

スキー場	施設	設備
花輪スキー場	鹿角トレーニングセンター	アリーナ、トレーニングルーム、ミーティングルーム、ロッカールーム、レストラン、展望風呂、宿泊室、談話室
	鹿角市スキーセンター	スキー乾燥室、スキーハウス、第1研修室、第2研修室、第3研修室
	ジャンプ台	ノーマルヒルジャンプ台(HS86)、ミディアムヒルジャンプ台(HS56)、スモールヒルジャンプ台(K=30、K=20)、スロープカー、管理棟飛型審判塔、電光掲示板、照明設備
	ゲレンデ	アルペンゴールハウス、アルペンコース、第1ペアリフト、第2ペアリフト、第3リフト、搬器格納庫、券売所、人工降雪設備、調整池、放送設備
	クロスカントリー広場	クロスカントリーハウス、クロスカントリーコース、ローラースキーコース、芝生広場、照明設備、圧雪車格納庫、国旗掲揚塔
	駐車場	一般駐車場
水晶山スキー場	スキーハウス	券売所、レストラン、インフォメーション室、圧雪車格納庫、倉庫
	ゲレンデ	アルペンコース、第1ペアリフト、第2リフト、ナイター照明設備、人工降雪設備、放送設備
	駐車場他	一般駐車場、便所、倉庫

別表第2 (第5条関係)

スキー場の利用期間及び利用時間

スキー場	施設	利用期間	利用時間
花輪スキー場	鹿角トレーニングセンター	通年	午前9時から午後9時まで
	鹿角市スキーセンター		
	クロスカントリー広場		
	駐車場		
	ゲレンデ	12月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後4時まで
	ジャンプ台	(冬期) 12月1日から翌年の3月31日まで (冬期以外) 4月20日から11月10日まで	午前9時から午後9時まで ただし、スモールヒルジャンプ台は午後4時まで
水晶山スキー場	スキーハウス及びゲレンデ	12月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後4時まで
	駐車場他	通年	ナイターとして営業する場合は午後4時から午後9時まで

別表第3 (第7条の2、第12条関係)

(1) リフト使用料の上限額

区分	使用料の上限額
----	---------

1 回券		中学生以上	420円
		小学生以下	270円
1 日券		中学生以上	5,240円
		小学生以下	3,990円
団体（15人以上） 1 日券		中学生以上	4,200円
		小学生以下	3,150円
5 時間券		中学生以上	3,150円
		小学生以下	2,620円
回数券（11回券）		中学生以上	4,200円
		小学生以下	2,620円
ナイター券		中学生以上	3,460円
		小学生以下	2,620円
シーズン券		中学生以上	52,390円
		小学生以下	39,810円
シルバー券		60歳以上	小学生以下と同じ
スキー授業 1 日券	市内	小学生・スポーツ少年団員	1,050円
		中学生	1,260円
		高校生	1,370円
	市外	小・中学生	1,680円
		高校・大学生	2,100円
宿泊 1 日券	市外	小・中学生	1,370円
		高校・大学生	1,680円
	一般		3,460円

備考

- 1 スキー授業は、引率者を含む。
- 2 市外の学校がスキー授業に利用するときは、学校の証明を必要とする。
- 3 宿泊は、花輪スキー場の施設に宿泊することをいう。
- 4 ナイターとして営業する場合は、ナイター券及びシーズン券に区分する利用許可による。
- 5 リフト利用券は、発行施設での利用許可による。
- 6 第8条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、この表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えて適用する。以下の表において同じ。

(2) ジャンプ台及びスロープカー使用料の上限額

区分			使用料の上限額
ジャンプ 練習	1 日券	市内の小・中・高生徒及びスポーツ少年団員（個人）	320円
		その他の個人	840円
		市内の小・中・高校及びスポーツ少年団	840円
		市外の学校	1,680円
		その他の団体	3,150円
	宿泊 1 日券	市内の小・中・高生徒及びスポーツ少年団員（個人）	270円
		その他の個人	530円
		市内の小・中・高校及びスポーツ少年団	630円
		市外の学校	1,160円
		その他の団体	1,680円
	照明	H S 86 1 時間につき	1,260円
		H S 56 1 時間につき	790円
		K = 30、K = 20	無料

その他	往復	個人	420円
	1回券	団体	1人につき 210円

備考

- 「その他」とは、ジャンプ練習を目的としないでスロープカーを利用する場合をいう。
- 団体は、ジャンプ練習を目的とする場合は4人以上、その他の利用については15人以上をいう。
- 宿泊は、花輪スキー場の施設に宿泊することをいう。
- 冬期間（12月1日～翌年3月31日）は、ジャンプ練習に利用する場合は無料とする。ただし、照明は除く。
- 冬期間は、ジャンプ練習以外の利用はできないものとする。
- 利用者は、あらかじめ申込みをして、使用料を納入してから利用することとする。
- 照明使用料は、個人・団体を問わないものとし、利用時間は冬期及び冬期以外とも午後4時から午後9時までとする。

別表第4（第7条の2、第12条関係）

（1）アリーナ、トレーニングルーム、ミーティングルーム、第1・第2・第3研修室、談話室の使用料の上限額

利用の目的		利用の区分		使用料の上限額	
				9時から 17時まで	17時から 21時まで
個人利用		アリーナ、トレーニングルーム		320円	320円
専用 利用	アマチュアスポーツ及び営利を目的としないその他の催物に利用する場合	アリーナ	入場料を徴収しない場合	1,100円	1,580円
			入場料を徴収する場合	2,050円	2,990円
		第1・第2・第3研修室、談話室、ミーティングルーム	入場料を徴収しない場合	950円	1,260円
			入場料を徴収する場合	1,730円	2,520円
	興行又は営利を目的とする催物に利用する場合	アリーナ	入場料を徴収しない場合	6,600円	10,060円
			入場料を徴収する場合	13,520円	20,120円
		第1・第2・第3研修室、談話室、ミーティングルーム	入場料を徴収しない場合	1,580円	2,360円
			入場料を徴収する場合	3,150円	4,720円

備考

- 「入場料を徴収する場合」とは、入場者からこれらに類する料金を徴収する場合をいう。
- この表において使用料は1時間当たりの額とし、利用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- アリーナの2分の1以下を利用した場合、使用料の額を半額とする。
- 第8条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、この表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えて適用する。以下の表において同じ。

（2）展望風呂使用料の上限額（1人1回につき）

区分	使用料の上限額
大人（高校生以上）	320円
中学生	210円
小学生	160円
幼児	無料

（3）宿泊施設使用料の上限額（1人1泊につき）

区分	使用料の上限額
大人（大学生含む）	3,740円
高校生	3,150円
小・中学生	2,620円
幼児	無料

(4) 照明設備及び冷暖房設備使用料の上限額

区分		使用料の上限額
アリーナ	暖房	2,410円
	照明	1,260円
第1・第2・第3研修室、談話室	冷暖房	210円
ミーティングルーム	暖房	210円

備考

- 1 この表において使用料は1室1時間当たりの額とし、利用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 2 アリーナの2分の1以下を利用した場合は、使用料の額を半額とする。

(5) 設備器具等使用料の上限額

区分	単位	使用料の上限額
コインロッカー	1回につき	100円
コインシャワー	1回につき	110円
マウンテンバイク	1時間につき	540円
アルペンスキーセット	1回につき	2,100円
スキーウエア	1回につき	2,100円
高圧酸素カプセル	1時間につき	3,670円